

[理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類]

公益財団法人 助成財団センター

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人助成財団センター(以下「当センター」という。)の定款第18条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当センターを主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、常勤役員俸給表(別表1)に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額決定)

第4条 当センターの常勤理事の定例報酬月額、常勤役員俸給表(別表1)のとおりとする。

- 2 各々の常勤理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 3 各々の常勤監事の報酬月額は俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

[理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類]

(定例報酬の支給)

第 5 条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員・給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(退職慰労金)

第 6 条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了か辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、常勤役員退職慰労金支給基準(別表 2)に基づき、定例報酬月額に在職年数毎の定例報酬月額に対する支給基準を乗じた額とする。ただし、在職年数は就任日より 4 年間を上限とする。

(費用)

第 7 条 当センターは、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、別に定める出張費規程に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第 8 条 当センターは、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この改正は公益財団法人への移行の登記の日から実施する。

[理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類]

(別表1) 常勤役員俸給表

号	月額(円)	号	月額(円)
1	100,000	14	360,000
2	120,000	15	380,000
3	140,000	16	400,000
4	160,000	17	420,000
5	180,000	18	440,000
6	200,000	19	460,000
7	220,000	20	480,000
8	240,000	21	500,000
9	260,000	22	520,000
10	280,000	23	540,000
11	300,000	24	560,000
12	320,000	25	580,000
13	340,000	26	600,000

(別表2) 常勤役員退職慰労金支給基準

在職年数	定例報酬月額に対する支給基準
1年	0.7
2年	1.4
3年	2.2
4年	3.1